

各地区からの追加意見

| 内容 | | 茅ヶ崎 | 茅ヶ崎南 | 海岸 | 南湖 |
|--------------------------|------------------|-----|--|----|---|
| (1) 市長が定める認定区域について | ①具体的な課題 | | ・学区と地域コミュニティは密接な関係がある。地区の体育祭で、地区は茅ヶ崎南だけれど通っているのは東海岸小だとか、浜須賀小だとかになると、茅ヶ崎小には友達がいなくて参加しないということもある。避難訓練等も同じで、子供だけでなく親のコミュニティも学区が大きく影響するため、仲間意識みたいなものが芽生えにくい。 | | |
| | ②具体的な変更内容 | | | | |
| (2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について | ①条件を変更することに対する考え | | | | |
| | ②そのように考える理由 | | | | |
| (3) まちぢから協議会の運営費等について | ①具体的な課題 | | | | |
| | ②具体的な変更内容 | | | | |
| (4) その他 | | | | | ・現在のまちぢは、当初の「地域のみんで話し合いをする場」という大切な役割を失い、ただの行政からの連絡を伝達する場になっている。もっと地域のあれこれを話し合う場でなければならない。 |

各地区からの追加意見

| 内容 | | 湘南 | 鶴嶺東 | 鶴嶺西 |
|--------------------------|------------------|---|--|-------------------------------------|
| (1) 市長が定める認定区域について | ①具体的な課題 | ・浜見平団地自治会は柳島小推進協と西浜小推進協がある。Ohanaなど東側のマンションは西浜小学校区だが区域が湘南地区のため西浜小学校の情報が届かない。 | ・特になし(認定区域の変更を実施するのは、至難だと思います。変更することで、新たな課題が生じることとなる可能性があります。) | |
| | ②具体的な変更内容 | | | |
| (2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について | ①条件を変更することに対する考え | ・全自治会が構成員になる認定要件はやめるべき。 | ・条件の変更はしないほうがよいと思います。 | |
| | ②そのように考える理由 | ・まち協から自治会長(自治会)への依頼事項が非常に多く、本来注力すべき目の前の自治会活動に時間をさけない状況がある。自治会にも大小があり、会長への負担感にも違いがあるためまち協への所属は任意であるべき。 ・具体的な加入割合の意見はなし。 | ・認定条件に合理性があるから。 | |
| (3) まちぢから協議会の運営費等について | ①具体的な課題 | ・まちぢから協議会の活動は自治会員、非自治会員の隔てなく事業を行うため、まちぢから協議会の運営費に自治会分担金が充てられているのは違和感がある。不公平感がある。 | ・運営費が少額で、支出に苦慮する状況が続いている。 ・特定事業補助金については、年度後半申請(1~3月)、年度初め支給方式で対応いただきたい。 | |
| | ②具体的な変更内容 | ・自治会分担金を充当しなくても運営できる金額を行政から補助するべきである。 | ・各協議会地区に居住する住民規模に応じた補助金額を算出し、支給額を決めて頂きたい。 ・特定事業を行っていくうえで、現在の申請方式だと補助金を使えるのが翌年度になってしまうことから使い勝手が悪く、非効率。 | |
| (4) その他 | | ・認定されたまちぢから協議会には、市職員が事務局として各コミセンに派遣されるべき。(公共施設であるコミセンが地域だけで運営されるのはおかしい。) | | ・まちぢから協議会の法人(一般社団法人)化に向けて検討してもらいたい。 |

各地区からの追加意見

| 内容 | | 松林 | 小和田 | 松浪 |
|--------------------------|------------------|---------------------------------------|---|--|
| (1) 市長が定める認定区域について | ①具体的な課題 | | ・松林小学校区、赤羽根中学校区が重なっており、活動のしづらさがある。 | |
| | ②具体的な変更内容 | ・課題が生じた場合は、各団体間の協議により柔軟に対応していけば良いと思う。 | ・自治会単位で考えれば、新宿自治会が松林地区まちぢ、上赤羽根自治会が小和田地区まちぢに入れば学区との合致率が上がり動きやすい。 | |
| (2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について | ①条件を変更することに対する考え | | | |
| | ②そのように考える理由 | | | |
| (3) まちぢから協議会の運営費等について | ①具体的な課題 | | | |
| | ②具体的な変更内容 | | | ・各地区まちぢから協議会に一律25万円の補助金になっているが、地区の人口割合により補助金にしたらどうか。 |
| (4) その他 | | | | |

各地区からの追加意見

| 内容 | | 浜須賀 | 湘北 | 小出 |
|--------------------------|------------------|--|--|----|
| (1) 市長が定める認定区域について | ①具体的な課題 | | <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体により区域が異なるため、参加する団体により自治会内で参加する区域が異なる問題がある。 ・自治会内に複数の青少年育成協議会(小学校単位)がある場合、各団体に役員を出し(活動工数増)ている。自治会内でも地域により活動の関心に差が生じている。また、地区体育祭(小学校単位)については、一つの地区体育祭に参加しているが、自治会内の一体化が図れない問題がある。 | |
| | ②具体的な変更内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・認定区域については、現状で良いと思います(変更に伴うマイナスの方が大きいと思われるため)。活動内容により包括的でフレキシブルな対応が必要かと思います。 ・例 近隣のまちぢから協議会同士の関係性があまりないと思いますので、茅ヶ崎市全体のまちぢから協議会の他、近隣同士のまちぢから協議会の話し合いの場があっても良いと思います。 | |
| (2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について | ①条件を変更することに対する考え | | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての自治会の参加が認定条件の一つとなっていますが、全ての自治会の参加を見直すべきと思います。 | |
| | ②そのように考える理由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会は、法的に強制されることなく、地域住民が自主的に結成し運営している任意団体であり、また、自治会によっては加入率が50%程度と毎年低下している現状から地域を代表する唯一の団体とは言えないと思います。また、一部の自治会がまちぢから協議会設立に反対した場合、その自治会により地域全体の機会損失が生じる結果となり、地域の分断を招く恐れがあると思います。 ・自治会、地域で活動する団体(社会福祉協議会、民生委員・児童委員会、体育振興会、青少年育成推進協議会、PTA、子ども会、自主防災会等々)の参加により認定判断をすべきと思います ・自治会の加入は、重要案件の判断基準として行われている2/3以上が良いと思います。 | |
| (3) まちぢから協議会の運営費等について | ①具体的な課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちのちから協議会関連の従事時間が多く、将来担い手不足が懸念される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営助成金をむやみに増額しても、足りないと言うと思います。 ・当地区は、特定事業助成金の申請経験がなく明確な課題が分かりませんが、他地区の助成項目を見ると、これで助成を受けたのと疑問に思う内容が散見されますので、助成理由、実施内容、結果が他地区でも容易に分かるありがたいです。 | |
| | ②具体的な変更内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議の回数なども考慮したうえで、役員手当をしっかりと支出すべきと考えていることから、運営費を大幅に増額すべきである。 ・運営等助成金を活用した視察について、どのような内容の視察だと支出できるのか具体的に示すべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一律でなく、一律(固定額)+地域住民の人数を考慮して変動すべきかと思います。 ・申請手続きの簡素化、複数年にまたがる事業の手続き簡素化、まちぢからの認定を受けられない地域への特定事業助成の救済処置についても検討していただきたいです。 | |
| (4) その他 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・まだまちぢから協議会活動への理解、活動実態が過渡期かと思いますが、問題に対する課題解決を柔軟に行えるようご支援をお願い致します。 | |